

## 東京都市計画公園第4・4・3号中野公園の変更について(中野区決定)

### 1. 変更の概要

東京都市計画公園第4・4・3号中野公園(区公園名称:平和の森公園)の区域と面積を変更する。

### 2. 都市計画の案(2~5頁参照)

- 都市計画公園の種類 地区公園
- 都市計画公園の名称 第4・4・3号中野公園
- 都市計画公園の位置 中野区新井三丁目地内
- 都市計画公園の面積 約7.0ha

### 3. 当該都市計画公園の経緯及び今後のスケジュール

平成28年度	9月6日	都市計画案の決定
	10月11日	東京都知事協議結果通知(意見なし)
	10月21日から	都市計画案の公告・縦覧及び意見収集
	11月4日まで	函書の縦覧者3名、意見書の提出1名
	11月8日	都市計画審議会へ諮問
	11月上旬	都市計画決定・告示予定



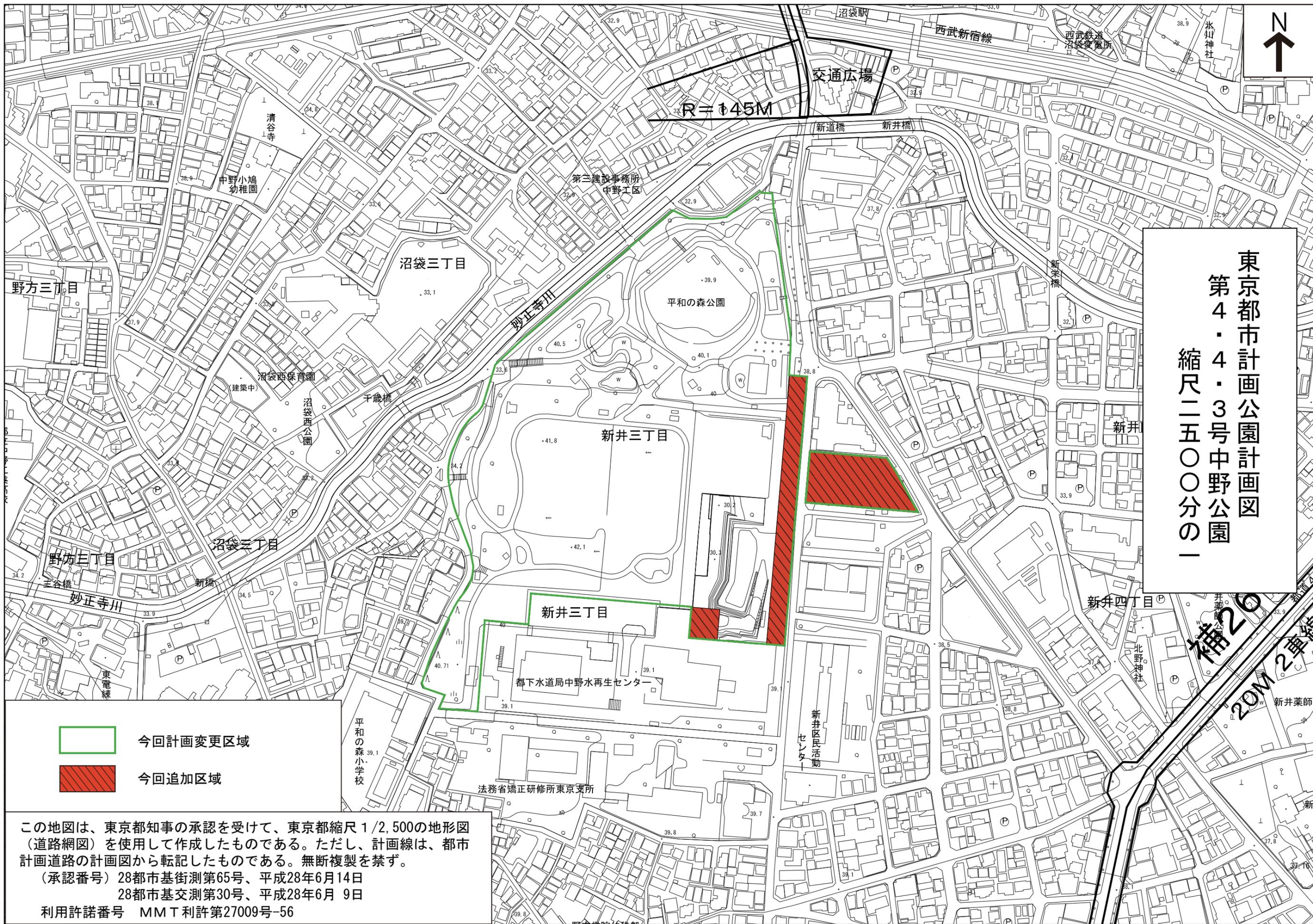
## 東京都市計画公園の変更（中野区決定）

東京都市計画公園第4・4・3号中野公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
地区公園	第4・4・3号	中野公園	中野区新井 三丁目地内	約7.0ha	防災樹林帯、園路、広場、修景施設、休養施設、運動施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由 都市計画公園の配置、利用を検討の結果、機能の向上と利用の増進を図るため、上記のとおり公園の変更を行う。



東京都市計画公園計画図  
 第4・4・3号中野公園  
 縮尺二五〇〇分の一

- 今回計画変更区域
- 今回追加区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。  
 （承認番号）28都市基街測第65号、平成28年6月14日  
 28都市基交測第30号、平成28年6月9日  
 利用許諾番号 MMT利許第27009号-56

補26  
 20M 2車線

## 都市計画の案の理由書

### 1 種類・名称

東京都市計画公園第4・4・3号中野公園

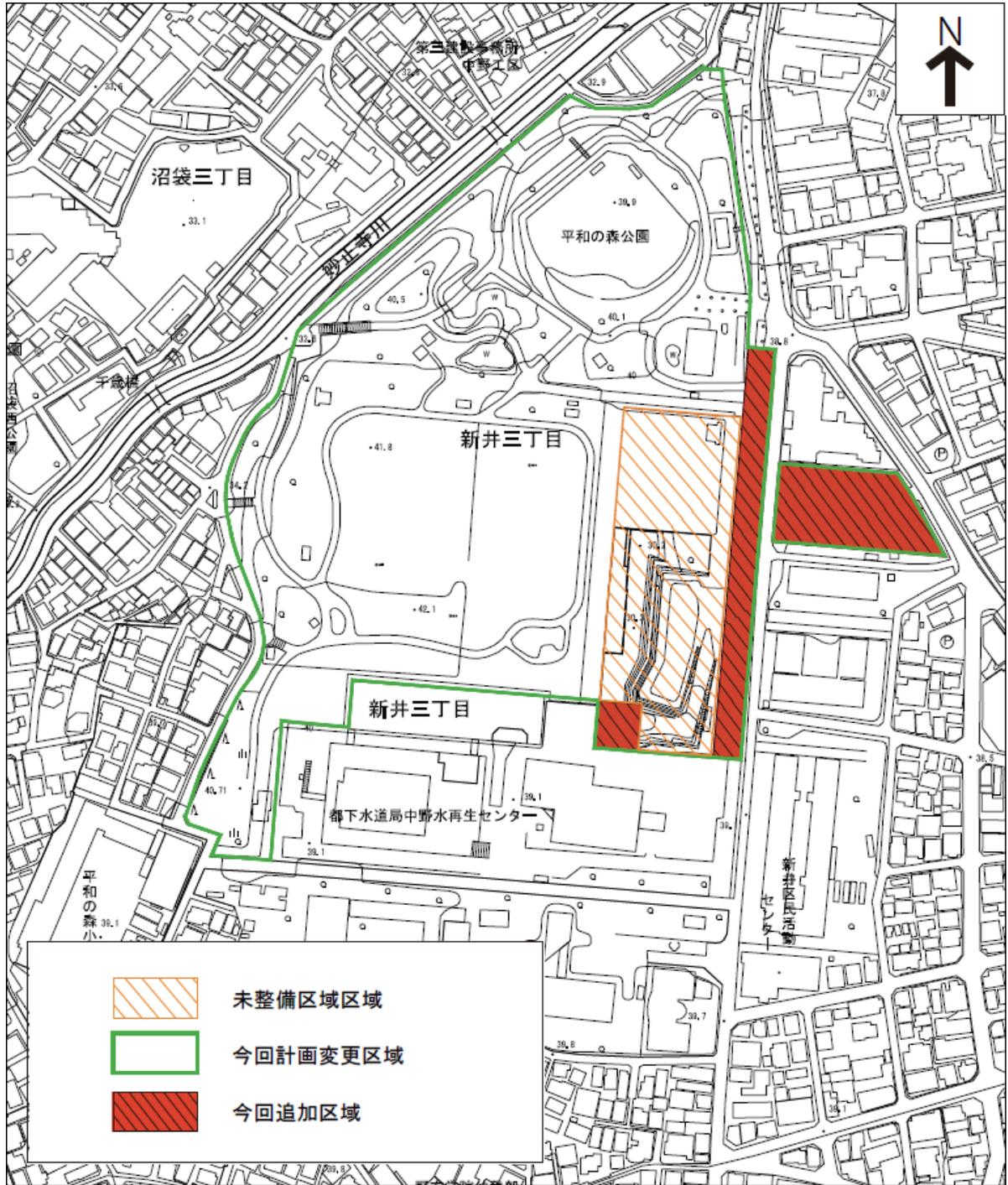
### 2 理由

平和の森公園は、「中野区まちづくり推進計画」（昭和61年11月策定）において、もみじ山文化の森、区役所周辺、平和の森公園を結ぶシビックゾーンの一角に位置付けられ、水とみどりの明るい広場をメインテーマとする区民のレクリエーションの拠点として、また、災害時の避難場所となる防災公園として整備するとしている。また、「中野区公園整備基本計画」（昭和63年12月策定）では、自然的、文化的な特色と防災など広範な機能を持つ区内全域からの利用を対象としたシンボル公園に位置付けられている。さらに、「中野区都市計画マスタープラン」（平成21年4月策定）では、防災とみどりのオープンスペースとしてみどりの保全・育成を図ることとしている。また、区の基本構想実施計画である「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）」（平成28年4月策定）では、スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまちを目指して、スポーツが楽しめる大規模公園の整備や特定のスポーツ利用が可能な公園施設の整備を進めることとしている。

これらの上位計画に基づき、平和の森公園を防災とみどりのオープンスペースとして更に充実させるため、当初の都市計画決定時に道路計画が検討されていたことで都市計画公園区域の決定を留保した部分（0.28ha）及び未整備区域に隣接する区域の一部（0.05ha）とあわせて、隣接する国家公務員宿舎跡地（0.3ha）を取得して、公園の区域を拡張する予定である。さらに、未整備区域には屋内運動施設を設け、時代のニーズ・要求を反映させながら、スポーツ・健康増進機能、便益機能、さらには広域避難場所としての防災機能の拡充を図るために、平成27年6月に平和の森公園再整備基本計画を策定したところである。

こうしたことから、平和の森公園を区内全域からの利用を対象とした特色のあるシンボル公園として広範な公園機能を更に充実させるため、0.6haの区域について都市計画公園の区域を拡張する都市計画変更を行うものである。

未整備区域図



# 意見書の要旨及び区の見解

《 東京都市計画公園第4・4・3号中野公園の都市計画案 》

## 意見書の要旨

東京都市計画公園第4・4・3号中野公園の都市計画変更に係る都市計画の案を、平成28年10月21日から2週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、1通（個人1通）の意見書の提出があった。その意見の要旨は次のとおりである。

名 称	意 見 書 の 要 旨	中 野 区 の 見 解
<p>1. 東京都市 計 画 公 園 第 4・4・3号 中野公園に係 る都市計画案</p>	<p>I 賛成の意見に関するもの      なし II 反対の意見に関するもの      なし III その他の意見に関するもの 1通（1名） 1. 都市計画審議会資料では区域変更面積は7.1haとあるが 縦覧資料では7.0haとなっている。どちらが正しいのか。</p>	<p>1. 都市計画変更後の都市計画公園第4・4・3号中野公園の面積 は、約7.0haである。</p>